

内閣官房及び内閣府の業務の見直しの基本方針（案）

平成 27 年 1 月 26 日

1. 基本的な考え方

内閣官房及び内閣府については、平成 13 年の中央省庁等改革の理念を踏まえ、内閣機能強化の観点からその充実が図られてきたが、重要な政策課題の多くが府省横断的な対応を要するため、近年、様々な業務が集中してきている。

このため、内閣が取り組もうとする政策課題により機動的に対応し、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっている。

政府は、このような観点から、平成 27 年 1 月 23 日に与党から提言のあった「内閣官房・内閣府のスリム化について」を踏まえ、下記のとおり、組織及び仕組みの効率化・見直しを行うこととする。

本基本方針に基づき、法的な手当てが必要となる事項（2.（1）②、（2）及び（3）のうち法律に根拠を持つもの並びに 3.（1））については、政府が一括して通常国会に法案を提出することとする。

2. 内閣官房及び内閣府機能の見直し

（1）内閣官房機能の見直し

① 以下については、法律又は閣議決定で定められたそれぞれに係る本部等の設置期限等をもって廃止する。

- ・郵政民営化推進室（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 26 条に規定する郵政民営化推進本部の設置期限である同法第 8 条に規定する「移行期間」の末日に廃止）
- ・社会保障改革担当室（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）第 15 条に規定する社会保障制度改革推進本部の設置期限に廃止）
- ・原子力規制組織等改革推進室（原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）附則第 5 条に規定する原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討に係る業務の終了とともに廃止）
- ・法曹養成制度改革推進室（法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成 25 年 9 月 17 日閣議決定）における法曹養成制度改革推進会議の設置期限である平成 27 年 7 月 15 日に廃止）

② 以下については、内閣府に移管する。なお、それぞれに係る本部は引き続き内閣に置く。

- ・知的財産戦略推進事務局（平成 28 年 4 月に移管）
- ・総合海洋政策本部事務局（平成 30 年 4 月に移管）

（2）内閣官房及び内閣府に機能及び業務がまたがるものの見直し

以下については、内閣官房から内閣府に移管し一元化する。なお、以下の②から④に係る本部は引き続き内閣に置く。

- ① 遺棄化学兵器処理対策室（平成 27 年 4 月に一元化）
- ② 道州制特別区域担当（平成 28 年 4 月に一元化）
- ③ 地域活性化（都市再生、構造改革特別区域、地域再生、中心市街地活性化、総合特別区域及び国家戦略特別区域）担当（平成 28 年 4 月に一元化）
- ④ 宇宙開発戦略本部事務局（平成 28 年 4 月に一元化）

（3）内閣府機能の見直し

以下に掲げる業務については、各省庁に移管する。

- ① 国家公安委員会に移管する業務
 - ・犯罪被害者等施策（平成 28 年 4 月に移管）
犯罪被害者等施策推進会議については、引き続き内閣府本府に置き、同会議の庶務は、国家公安委員会において処理する。
- ② 消費者庁に移管する業務
 - ・消費者問題及び食品安全（平成 28 年 4 月に移管）
総合調整事務を移管し、消費者委員会及び食品安全委員会については引き続き内閣府本府に置く。
- ③ 総務省に移管する業務
 - ・統計委員会の事務、情報公開・個人情報保護審査会の事務及び官民競争入札等監理事務（平成 28 年 4 月に移管）
移管後も適切にその機能が発揮されるよう、委員会、審査会等の権限及び事務体制を維持し、委員の任命を含め、中立公正な運営を確保する。
- ④ 厚生労働省に移管する業務
 - ・自殺対策（平成 28 年 4 月に移管）
 - ・薬物乱用対策（平成 29 年 4 月に移管）
- ⑤ 農林水産省に移管する業務

- ・食育推進（平成 28 年 4 月に移管）

⑥ 国家公安委員会及び国土交通省に移管する業務

- ・交通安全対策（平成 28 年 4 月に移管）

中央交通安全対策会議及びその事務並びに内閣総理大臣による調整機能（勸告を含む。）を内閣府本府に維持した上で、基本計画の案の作成及び推進に関する事務を移管。

3. 制度面での措置

(1) 各省の政策調整機能の強化

特定の内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るため、内閣官房と内閣府が予め協議した上で、内閣総理大臣が発議を行い、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、各省が必要となる総合調整等を行えるよう、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）、各省設置法等の改正を行う。国家行政組織法において、各省大臣が、行政事務を分担管理することに加え、特定の内閣の重要政策に関して内閣総理大臣を助けて総合調整事務を掌理する規定等を追加するとともに、各省設置法において、各省の所掌事務に当該重要政策に関する総合調整事務を追加する。

また、内閣府の外局のうち、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の規定により特命担当大臣を置くこととされているもの（金融庁及び消費者庁）及び警察法（昭和 29 年法律第 162 号）の規定により国務大臣をもってその長に充てることとされている国家公安委員会については、各省と同様の総合調整等を行えるよう、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）並びに警察法の改正を行い、当該庁及び委員会の所掌事務に当該重要政策に関する総合調整事務を追加する。

(2) 円滑な業務移管のための措置

業務の移管に当たっては、移管後の当該業務に支障が生じないように、以下の措置を講ずる。

① 機構・定員等

内閣官房及び内閣府の移管業務に係る機構・定員、併任者等の人員は、業務移管先の府省庁に移すこととする。

② 予算

内閣官房及び内閣府の移管業務に係る予算は、その措置状況等を勘案した上で、所要額を業務移管先の府省庁へ計上替えすることとする。

(3) 将来の業務追加への対応

今後、内閣官房及び内閣府への業務の追加は、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によって追加する場合には、原則として内閣官房又は内閣府において当該業務を行う期限を設けることとする。

4. その他

内閣官房及び内閣府の業務は経済社会情勢の変化に応じ随時点検すべきものであり、3年後を目途として、次回の全面的な見直しを行うこととする。